

別紙標準様式（第7条関係）

かいぎ ろく  
会 議 録

かいぎ の 名称	だい14かいひらかたしじりつしえんきょうぎかいぜんたいかい 第14回枚方市自立支援協議会全体会
かいぎ 開催 日時	れいわ4ねん1がつ28にち (きん) 午後10時00分から 12時00分まで
かいぎ 開催 場所	だい3・4いんかいしつ 第3・4委員会室
しゅつせきしゃ 出席者	みたかいちやう ながおふくかいちやう きりやまいん やすだいいん たちかわいん やまもといん 三田会長、長尾副会長、桐山委員、安田委員、立川委員、山本委員、 こうのいん のがわいん かねひさいん ほつとりいん ひのいん つじいん 河野委員、野川委員、金久委員、服部委員、日野委員、辻委員、 なかがわいん うちだいいん かめたにいん 中川委員、内田委員、亀谷委員
けつせきしゃ 欠席者	しまもといん 島本委員
あん 案 件 名	(1) かいちやう ふくかいちやう せんにいん 会長・副会長の選任について (2) そうだんしえん せん たー そうだんじせきほうこく 6相談支援センター相談実績報告について (3) ぶかい かつどうほうこく 部会 活動報告 (4) ひらかたししやうがいふくしけいかく がいよう 枚方市障害福祉計画の概要について (5) ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび かんして 地域生活支援拠点等の整備に関して (6) そのた その他
ていしゅつ 提出された資料等の 名称	しりよう 1 そうだんしえん せん たー 資料1 6相談支援センターまとめ しりよう 2 しゅうろうしえん ぶかい れいわ3ねんどうほうこく 資料2 就労支援部会 令和3年度報告 しりよう 3 せいしんしやうがいしやちいきせいかつしえん ぶかいかつどうほうこく 資料3 精神障害者地域生活支援部会活動報告 しりよう 4 ちいきいこうぶかいほうこく 資料4 地域移行部会報告 しりよう 5 ひらかたししやうがいふくしけいかく がいよう 資料5 枚方市障害福祉計画の概要について しりよう 6 ひらかたししやうがいしやけいかく ちいきせいかつしえんきよてんじぎやう せいび かん 資料6 枚方市障害者計画と地域生活支援拠点事業の整備に關して さんこうしりよう だい8きひらかたしじりつしえんきょうぎかいいんめいぼ 参考資料 第8期枚方市自立支援協議会委員名簿
けつていじこう 決定事項	
かいぎ こうかい ひこうかい べつ 会議の公開、非公開の別 および ひこうかい りゆう 及び 非公開 の 理由	こうかい 公開
かいぎろく こうひやう ひこうひやう 会議録の公表、非公表 べつ および ひこうひやう りゆう の別及び非公表の理由	—
ぼうちやうしや 傍聴者 の かず 数	1にん 1人
しよかん ぶしよ 所管 部署 ( じむきょく 事務局 )	ふくしじむしよ しやうがいきかくか 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容

事務局 定刻となりましたので、ただ今から第14回「枚方市自立支援協議会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
私は障害福祉担当課長代理の峻と申します。本日は委員が代わられてからはじめての会議でございます。

後ほど、皆様方に会長・副会長の選任をお願いさせていただきますが、それまでの間、私の方で議事進行を務めさせていただきます。

まず、初めに、事務局を代表いたしまして、福祉事務所次長の小川からごあいさつさせていただきます。

おがわふくしじむしょじちようあいさつ  
(小川福祉事務所次長挨拶)

事務局 ウェブ参加の方、すいません。しばらく音声が届いておまして申し訳ありませんでした。それでは議事を進めさせていただきます。

本日は、委員改選後初めての協議会になりますので、各委員の紹介をさせていただきます。

ながおしょうじいん  
長尾祥司委員でございます。

こうのかずえいん  
河野和永委員でございます。

ひのゆたかいいん  
日野裕委員でございます。

のがわてつなりいん  
野川哲也委員でございます。

かねひさやすあきいいん  
金久恭亮委員でございます。

つじふみおいいん  
辻史生委員でございます。

みたゆうこいいん  
三田優子委員でございます。

やすだゆうたろういん  
安田雄太郎委員でございます。

たちわりようこいいん  
立川綾子委員でございます。

やまもとまさひでいん  
山本雅英委員でございます。

きりやまひろこいいん  
桐山広子委員でございます。

はっとりたかつぐいん  
服部孝次委員でございます。

また本日オンラインにて出席されておられますのは

なかがわけいすけいん  
中川敬介委員でございます。

おなじくうちだたくひろいん  
同じく内田拓洋委員でございます。

亀谷明美委員につきましては、オンラインでの参加とお伺いしていたので  
ございますが、今のところまだご出席がないようです。

最後に、島本義信委員につきましては、本日は欠席ということでお伺い  
しております。

つづきまして事務局職員の紹介をさせていただきます。

しょくいんしょうかい  
(職員紹介)

それでは次に、出席状況を報告させていただきます。本協議会（ほんぎぎょうきかい）は要綱（ようこう）の規定（きてい）により、「委員（いいん）の2分の1（にぶんの一）以上（いじょう）が出席（しゅつせき）しなければ会議（かいぎ）を開く（ひらく）ことができない」と定め（さだめ）られています。本協議会（ほんぎぎょうきかい）委員（いいん）16名（めい）中（ちゆう）、本日（ほんじつ）出席（しゅつせき）の委員（いいん）はオンライン（おんらいん）での出席（しゅつせき）も合わせ（あわせ）、14名（めい）であり、本日（ほんじつ）の協議会（ぎぎょうかい）が成立（せいりつ）していることを報告（ほうこく）させていただきます。

続き（つづ）きまして、資料（しりょう）の確認（かくにん）をさせていただきます。先日（せんじつ）送付（そうぷ）いたしました資料（しりょう）をお手元（おてもと）にご用意（ごようい）ください。まず、本日（ほんじつ）の次第（しだい）でございますが、お送り（おおくり）した次第（しだい）は、配布（はいふ）資料（しりょう）の番号（ばんごう）がずれて（ほんごう）いたもの（もの）がありましたので、机（つくえ）の上（うへ）のものに差し替（さしか）えをお願い（おねが）いたします。

次に（つぎ）、資料（しりょう）1（いち）といたしまして、「令和（れいわ）2年度（ねんど）6相談（そうだん）支援（しえん）センター（せんたー）まとめ（まと）め」資料（しりょう）2（に） 就（しゅう）労（らう）支援（しえん）部（ぶ）会（かい） 令和（れいわ）3年度（ねんど）報告（ほうこく）資料（しりょう）3（さん） 精神（せいしん）障（しょう）害（がい）者（じゃ）地（ち）域（いき）生（せい）活（かつ）支（し）援（えん）部（ぶ）会（かい）活（かつ）動（どう）報（ほう）告（こく）資料（しりょう）4（し） 地（ち）域（いき）移（い）行（こう）部（ぶ）会（かい）報（ほう）告（こく）については、机（つくえ）の上（うへ）に本日（ほんじつ）配（はい）付（ぷ）さ（せ）て（い）た（い）だ（い）て（お）り（ま）す。な（お）、オンライ（おんらい）ン出（しゅつ）席（せき）の（かた）方（は）は本（ほん）日（じつ）メ（め）ー（る）で送（そう）付（ぷ）さ（せ）て（い）た（い）だ（い）て（お）り（ま）す。

資料（しりょう）5（ご）といたしまして、「枚（ひらかた）方（かた）市（し）障（しょう）害（がい）福（ふく）祉（し）計（けい）画（かく）の概（がい）要（よう）につい（て）」資料（しりょう）6（ろく）といたしまして、「枚（ひらかた）方（かた）市（し）障（しょう）害（がい）者（じゃ）計（けい）画（かく）と地（ち）域（いき）生（せい）活（かつ）支（し）援（えん）拠（きょ）点（てん）事（じ）業（ぎょう）の整（せい）備（び）に（かん）して」はホチキス（ほちきす）止（と）め（め）の資料（しりょう）に（か）え、1（まい）枚（まい）の付（ふ）属（ぞく）資料（しりょう）が（ご）ざ（い）ま（す）。

また、参（さん）考（こう）資料（しりょう）と（し）て「第（だい）8（はち）期（き） 枚（ひらかた）方（かた）市（し）自（じ）立（りつ）支（し）援（えん）協（ぎょう）議（ぎ）会（かい）委（い）員（いん）名（めい）簿（ぼ）」につい（て）も郵（ゆう）送（そう）した（し）も（も）の（の）は一（いち）部（ぶ）修（しゆ）正（せい）が（あ）る（た）め、机（つくえ）の上（うへ）の（の）も（も）の（の）と（さ）し（か）え（を）お（ね）が（い）いた（い）ま（す）。他（ほか）に、先（さき）に（お）伝（でん）え（し）て（お）り（ま）した障（しょう）害（がい）福（ふく）祉（し）計（けい）画（かく）等（とう）の冊（さつ）子（し）につ（づ）き（ま）し（て）も（も）ご持（も）持（も）参（さん）い（た）だ（い）て（い）ま（す）で（し）ょう（か）。

お（そ）れ（な）が（ら）、計（けい）画（かく）冊（さつ）子（し）に（も）一（いち）部（ぶ）訂（てい）正（せい）が（ご）ざ（い）ま（し）て、机（つくえ）に（訂（てい）正（せい）部（ぶ）分（ぶん）の（い）ち（らん）一（いち）覧（らん）を（よう）意（い）し（て）お（り）ま（す）の（の）で、冊（さつ）子（し）と（あ）わ（せ）て（ご）覧（らん）く（だ）さ（い）。

資料（しりょう）につい（て）は以（い）上（じょう）で（ご）ざ（い）ま（す）。不（ふ）足（そく）等（とう）が（ご）ざ（い）ま（し）たら（ら）事（じ）務（む）局（きょく）ま（で）お（こ）え（を）お（か）け（く）だ（さ）い。

つづ（づ）き（ま）し（て）、次（しだい）に（従（じゆ）い）、本（ほん）日（じつ）の（あ）ん（けん）案（あん）件（けん）を（ご）説（せつ）明（めい）さ（せ）て（い）た（い）だ（さ）ま（す）。

- 案（あん）件（けん）1（いち）と（い）た（し）ま（し）て、会（かい）長（ちやう）・副（ふく）会（かい）長（ちやう）の（せん）任（にん）につい（て）
  - 案（あん）件（けん）2（に）と（い）た（し）ま（し）て、6（ろく）相（そう）談（だん）支（し）援（えん）セ（せん）タ（たー）相（そう）談（だん）支（し）援（えん）実（じつ）績（せき）報（ほう）告（こく）につい（て）
  - 案（あん）件（けん）3（さん）と（い）た（し）ま（し）て、各（かく）部（ぶ）会（かい）の（かつ）動（どう）報（ほう）告（こく）
  - 案（あん）件（けん）4（し）と（い）た（し）ま（し）て、枚（ひらかた）方（かた）市（し）障（しょう）害（がい）福（ふく）祉（し）計（けい）画（かく）の（がい）要（よう）につい（て）
  - 案（あん）件（けん）5（ご）と（い）た（し）ま（し）て、地（ち）域（いき）生（せい）活（かつ）支（し）援（えん）拠（きょ）点（てん）等（とう）の（せい）び（に）関（かん）して
  - 案（あん）件（けん）6（ろく）と（い）た（し）ま（し）て、そ（その）の（の）他（た）
- 以（い）上（じょう）で（ご）ざ（い）ま（す）。

それ（そ）れ（で）は、本（ほん）日（じつ）の（あ）ん（けん）案（あん）件（けん）1（いち）と（し）ま（し）て、「会（かい）長（ちやう）・副（ふく）会（かい）長（ちやう）の（せん）任（にん）につい（て）」を（ぎ）だ（い）と（い）た（し）ま（す）。要（よう）綱（こう）で（は）、委（い）員（いん）の（ご）せん（せん）互（ご）選（せん）に（よ）る（と）な（な）っ（て）お（り）ま（す）。委（い）員（いん）の

みなさま ごしやうたく えられれば、じむきよく あん おしめし おもい  
皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思ひますが、い  
かがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長には三田  
ゆうこいいん ふくかいちやう ながおしやうじいいん しやうにん おもいます  
優子委員、副会長には長尾祥司委員にご就任いただきたくと思ひますが、  
いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、本協議会の会長に三田委員、副会長に長尾委員にご就任いた  
だくことになりました。よろしくおねがいします。恐れ入りますが、会長、  
ふくかいちやう まえ せき おうつり  
副会長は前の席にお移りください。

(会長、副会長、前の席に移動)

事務局 ここで、会長・副会長を代表して、三田会長にごあいさつをおねがい  
します。

(会長挨拶)

事務局 はい、どうもありがとうございました。それでは以降の進行につきまして  
は三田会長におねがいいたします。

それでは限られた時間ですので次第に沿って進めていきたいと思ひます。

亀谷委員 すいません。遅くなりました。

事務局 亀谷委員です。よろしくおねがいします。

会長 ちょうど今から始まる場所ですので、よろしくおねがいします。まず、  
事務局より、この会議の公開・非公開の取り扱いや会議録の作成方法につい  
て、説明をおねがいします。

事務局 この会議は、「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」の第3条に  
もとづいて、従来から原則公開としています。しかし、公開することにより、  
かいぎ こうせい えんかつ しんぎ いちじるしくそがい かいぎ もくてき たつせい など  
会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等

の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。

つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただければと考えております。

また、会議録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しております。発言した者の表記につきましては氏名の特定はいたしません、最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつけることとしたいと考えております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなりますが、このような取り扱いとすることによってよろしいでしょうか。

会長

ただ今の事務局の説明についてご意見等いかがでしょうか。

特にないようですので、会議は原則通り公開とし、会議録の取り扱いについては事務局の提案通りにしたいと思います。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

傍聴希望の方が1名おられるようです。

会長

本日の案件について傍聴許可を委員の皆さんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。傍聴を許可したいと思います。よろしくおねがいいたします。

それでは案件に入りたいと思います。新しい案件2、「6相談支援センター相談実績報告」に入りたいと思います。

米川

クロスロードの米川です。よろしくおねがいいたします。

富谷

陽だまりの富谷です。よろしくおねがいいたします。

米川

6相談支援センターの報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

令和2年はコロナの影響を大きく受けた1年となりました。相談支援センターを利用した障害者は903名で、うち新規利用者は348名でした。緊急事態宣言中は、事業所によって1日開所したり、時間短縮で開所したりしていましたが、令和3年度は相談支援を利用している実人数が923名、新規の方が307名と極端に減少したわけではありませんでした。

相談者の年齢別傾向としては、年齢が不明の方も多数いらっしゃいましたが、40代からの相談が216名と最も多いです。どの相談支援センターで

も22%以上の割合を占めており、全体的にみると相談者の約4人に一人が40代でした。

障害種別の内訳は、事業所によって大きく異なりますが、全体的にみると例年通り精神障害が384名と最も多かったです。

支援方法は「電話相談」が3617件と最も多いです。対面ではない電話や電子メールの相談件数が急増化して、多い事業所では前年度より270件ほど増えています。相談内容も複雑化しており、特に相談者やその家族の高齢化に伴い、高齢者関係の事業所との連携支援は今後も増加していくことが予想されます。

支援内容で最も多いのは、例年、「福祉サービスの利用等に関する支援」です。福祉サービスに関する相談は範囲が広いという事もあり、他の支援内容よりも件数がとても多くなっています。

新型コロナウイルスの影響により生活技術に関する相談では、収入減少や失業等で生活が厳しくなった人のために創設された特別定額給付金の申請の補助も多かったです。

「障害や病状の理解に関する支援」では、障害特性ゆえにコロナ禍の現状把握が難しく、外出制限の理由を理解できずに不安定になる人もいれば、緊急事態宣言下でもコロナ以前と変わらない遊び方をしている方もいらっしゃいました。

「その他」では、施設から一人暮らしに移行される人の支援や触法行為のあった人の日中活動の場に関する相談など、支援内容は多岐にわたっており、既存の相談内容に当てはまらない相談件数が増えてきています。

## 相談支援センターの現状と課題

### ①新型コロナウイルスの影響

単身世帯や引きこもり傾向のある人や、社会の情報を得る機会がない人は、新型コロナウイルスの影響や現在の状況を把握できていないこともありました。その一方で、引きこもり傾向にある人に日中活動の提案をしても、新型コロナウイルスの不安から必要以上に外出を拒否する人もいました。

入院、入所者との面会が制限されて支援が難しくなり、日中、地域活動支援センターに通えない、グループホームの体験を利用できないなど、地域移行に向けての動きが停止してしまいました。

3密を避けるため、ミーティングや会議等は延期や中止、開催する場合はZoomを用いるようになりました。

### ②多職種連携

8050問題の相談では、家族が本人の障害の理解に苦しみ、家族内でかかえこむケースが見られます。障害者手帳を所持せず、サービスを利用され

ていない人の場合、ご本人や家族の困りごとが見えずらく、複雑な事情が絡んでいる相談となります。多面的なケアを必要とするので、1ケア機関だけでは解決が困難であり、関係機関と連携支援する事例や機会が増えてきています。1支援機関が抱えることなく、多職種機関で連携がとれるように顔の見える関係性づくりが今後も重要です。本人に係わる支援機関が増えると情報の共有は難しくなるので、ケースや課題の共有をどのようにしていくのかも同時に考えておく必要があります。

### ③マンパワー・人材育成

相談は1件としても面談相談、訪問相談、同行など、方法はいろいろあり、時間も短いものから半日以上かかるものもあります。ケア会議の日程調整や資料作成のような支援に向けての準備等は件数に上らず、件数のみでは読み取れない必要な支援が多くあります。今回のように閉塞感が強いコロナ禍ではますます相談支援専門員に他機関からの相談に対応して、コーディネートする力が求められます。今後も新型コロナウイルスのような予想できないことが起きる可能性があるため、これまでの経験を活かし、その都度その都度で対策を考えることが求められます。

### ④障害者への合理的配慮と権利擁護について

障害特性に応じたかわり方は判断も実績も難しく、どこまで配慮が必要なのか明確な基準がない状態です。全員が同じ方法を適用できるわけではないので、ひとりひとりの様子をよく見て理解していくことが求められます。周囲に本人の個性、障害特性をどこまで情報共有すべきなのかも配慮する必要があります。

### ⑤社会資源の改善と開発

24時間対応の必要性が求められる中、一方で24時間電話を掛けられる体制ができると、電話をかけるという選択肢が増えることで迷ってしまい、電話依存の方は電話をかけてしまう可能性があります。選択肢はあるほうがいいですが、選択肢があると揺らいでしまう方もいらっしゃるため、どう本人に説明して支援していくかも考えていかなければなりません。

相談支援は障害を持つ方が置かれている状況や抱えている悩みの相談に応じ、暮らしについて一緒に考えるので、様々な支援が必要となります。障害の方々が安心して相談できる相談支援事業所であるために、委託も含めたすべての相談事業所が人材育成も含めて、今後は委託相談事業所と特定相談支援事業所とが連携していくことが求められます。

最後に、毎年、前年度の相談支援状況の報告を行っていますが、課題として挙がってきている内容について検討する時間が十分に確保できていない状況になっています。枚方市役所がどこまでの報告を求めているのかを確認した上で、可能であれば報告書を簡素化して課題についてワーキングチームのようなものを作って、課題について検討していきたいと

い<sup>はなし</sup>話<sup>でも</sup>も<sup>まし</sup>出<sup>まし</sup>ました。  
報<sup>ほうこく</sup>告<sup>いじょう</sup>は以上<sup>いじょう</sup>となります。あ<sup>あ</sup>り<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>とう<sup>あ</sup>ご<sup>あ</sup>ざ<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>た<sup>あ</sup>。

会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup> あ<sup>あ</sup>り<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>とう<sup>あ</sup>ご<sup>あ</sup>ざ<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>た<sup>あ</sup>。今<sup>いま</sup>の<sup>いま</sup>報<sup>ほうこく</sup>告<sup>いじょう</sup>に<sup>いじょう</sup>つ<sup>いじょう</sup>いて<sup>いじょう</sup>ご<sup>いじょう</sup>質<sup>ご</sup>問<sup>しつもん</sup>・ご<sup>ご</sup>意<sup>ご</sup>見<sup>いけん</sup>が<sup>いけん</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>た<sup>あ</sup>ら<sup>あ</sup>よ<sup>あ</sup>ろ<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>く<sup>あ</sup>お<sup>あ</sup>ね<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>す。

A<sup>えー</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup> ひ<sup>ひ</sup>ら<sup>ひ</sup>か<sup>ひ</sup>た<sup>ひ</sup>し<sup>ひ</sup>し<sup>ひ</sup>ょう<sup>ひ</sup>が<sup>ひ</sup>い<sup>ひ</sup>ふ<sup>ひ</sup>く<sup>ひ</sup>し<sup>ひ</sup>さ<sup>ひ</sup>ー<sup>ひ</sup>び<sup>ひ</sup>す<sup>ひ</sup>じ<sup>ひ</sup>ぎ<sup>ひ</sup>ょう<sup>ひ</sup>し<sup>ひ</sup>ょ<sup>ひ</sup>れ<sup>ひ</sup>ん<sup>ひ</sup>ら<sup>ひ</sup>く<sup>ひ</sup>かい<sup>ひ</sup> えー<sup>えー</sup>  
A<sup>えー</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup> 枚<sup>まい</sup>方<sup>ほう</sup>市<sup>し</sup>障<sup>じやう</sup>害<sup>がい</sup>福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>サ<sup>さ</sup>ー<sup>さ</sup>ビ<sup>び</sup>ス<sup>す</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>所<sup>しよ</sup>連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>会<sup>かい</sup>の<sup>の</sup>A<sup>えー</sup>です。よ<sup>よ</sup>ろ<sup>よ</sup>し<sup>よ</sup>く<sup>よ</sup>お<sup>お</sup>ね<sup>お</sup>が<sup>お</sup>い<sup>い</sup>し<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す。  
質<sup>しつもん</sup>問<sup>もん</sup>な<sup>な</sup>ん<sup>ん</sup>で<sup>で</sup>す<sup>す</sup>が<sup>が</sup>、「資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>作<sup>さく</sup>成<sup>せい</sup>に<sup>い</sup>1<sup>い</sup>年<sup>ねん</sup>ち<sup>ち</sup>か<sup>か</sup>く<sup>か</sup>か<sup>か</sup>け<sup>け</sup>て<sup>て</sup>」と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>の<sup>の</sup>は<sup>は</sup>具<sup>ぐ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>い</sup>は<sup>は</sup>  
ど<sup>ど</sup>う<sup>う</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>か<sup>か</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>、こ<sup>こ</sup>の<sup>の</sup>資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>を<sup>を</sup>共<sup>きやう</sup>有<sup>ゆう</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>方<sup>かた</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>の<sup>の</sup>は<sup>は</sup>、こ<sup>こ</sup>の<sup>の</sup>  
場<sup>ば</sup>に<sup>に</sup>出<sup>しゅつ</sup>席<sup>せき</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>方<sup>かた</sup>以<sup>い</sup>外<sup>がい</sup>に<sup>に</sup>誰<sup>だれ</sup>か<sup>か</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>か<sup>か</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>。ま<sup>ま</sup>た<sup>た</sup>、議<sup>ぎ</sup>事<sup>じ</sup>録<sup>ろく</sup>は<sup>は</sup>公<sup>こう</sup>開<sup>かい</sup>  
さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>す<sup>す</sup>が<sup>が</sup>、せ<sup>せ</sup>っ<sup>せ</sup>か<sup>か</sup>く<sup>く</sup>作<sup>つく</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>な<sup>な</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>、こ<sup>こ</sup>の<sup>の</sup>資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>も<sup>も</sup>差<sup>さ</sup>し<sup>し</sup>か<sup>か</sup>え<sup>え</sup>な<sup>な</sup>け<sup>け</sup>れ<sup>れ</sup>ば<sup>ば</sup>  
ホ<sup>ほ</sup>ー<sup>ほ</sup>ム<sup>む</sup>ペ<sup>ぺ</sup>ー<sup>ぺ</sup>ジ<sup>じ</sup>等<sup>とう</sup>に<sup>に</sup>公<sup>こう</sup>開<sup>かい</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>け<sup>け</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>も<sup>も</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>す</sup>お<sup>お</sup>ね<sup>お</sup>が<sup>お</sup>い<sup>い</sup>し<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す。

会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup> ど<sup>ど</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>が<sup>が</sup>答<sup>こた</sup>え<sup>え</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>か<sup>か</sup>な

事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>局<sup>きよく</sup> 事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>局<sup>きよく</sup>の<sup>の</sup>ほ<sup>ほ</sup>う<sup>う</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>し<sup>し</sup>ま<sup>あ</sup>す。自<sup>じ</sup>立<sup>りつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>協<sup>きやう</sup>議<sup>ぎ</sup>会<sup>かい</sup>の<sup>の</sup>議<sup>ぎ</sup>事<sup>じ</sup>録<sup>ろく</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>き<sup>き</sup>ま<sup>あ</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>  
は<sup>は</sup>、冒<sup>ぼう</sup>頭<sup>とう</sup>で<sup>で</sup>も<sup>も</sup>ご<sup>ご</sup>説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>さ<sup>さ</sup>せ<sup>せ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>通<sup>と</sup>り<sup>り</sup>、ホ<sup>ほ</sup>ー<sup>ほ</sup>ム<sup>む</sup>ペ<sup>ぺ</sup>ー<sup>ぺ</sup>ジ<sup>じ</sup>に<sup>に</sup>公<sup>こう</sup>開<sup>かい</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>お<sup>お</sup>り<sup>り</sup>ま<sup>あ</sup>す。

A<sup>えー</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup> 資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて<sup>て</sup>は<sup>は</sup>ホ<sup>ほ</sup>ー<sup>ほ</sup>ム<sup>む</sup>ペ<sup>ぺ</sup>ー<sup>ぺ</sup>ジ<sup>じ</sup>に<sup>に</sup>掲<sup>けい</sup>載<sup>さい</sup>は<sup>は</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>せ<sup>せ</sup>ん<sup>ん</sup>で<sup>で</sup>した。

事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>局<sup>きよく</sup> 後<sup>ご</sup>日<sup>じつ</sup>、確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>さ<sup>さ</sup>せ<sup>せ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>き<sup>き</sup>ま<sup>あ</sup>す。

会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup> はい<sup>はい</sup>、こ<sup>こ</sup>れ<sup>れ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>は<sup>は</sup>確<sup>かく</sup>実<sup>じつ</sup>に<sup>に</sup>載<sup>の</sup>る<sup>る</sup>お<sup>お</sup>も<sup>も</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>す</sup>。最<sup>さい</sup>初<sup>しよ</sup>の<sup>の</sup>質<sup>しつもん</sup>問<sup>もん</sup>の<sup>の</sup>「1<sup>い</sup>年<sup>ねん</sup>か<sup>か</sup>け<sup>け</sup>て<sup>て</sup>云<sup>うん</sup>々<sup>ぬん</sup>」  
と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>の<sup>の</sup>は<sup>は</sup>?お<sup>お</sup>ね<sup>お</sup>が<sup>お</sup>い<sup>い</sup>し<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す。

米<sup>よね</sup>川<sup>かわ</sup> 現<sup>げん</sup>在<sup>ざい</sup>は<sup>は</sup>夏<sup>なつ</sup>ご<sup>ご</sup>ろ<sup>ろ</sup>に<sup>に</sup>6<sup>ろく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ター<sup>ー</sup>が<sup>が</sup>集<sup>あつ</sup>ま<sup>ま</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>前<sup>ぜん</sup>年<sup>ねん</sup>度<sup>ど</sup>の<sup>の</sup>報<sup>ほうこく</sup>告<sup>いじょう</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>と<sup>と</sup>め<sup>め</sup>ま<sup>あ</sup>す。秋<sup>あき</sup>ぐ<sup>ぐ</sup>  
ら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>各<sup>かく</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>所<sup>しよ</sup>さ<sup>さ</sup>ん<sup>ん</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>報<sup>ほうこく</sup>告<sup>いじょう</sup>を<sup>を</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>っ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>内<sup>ない</sup>容<sup>りやう</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて<sup>て</sup>課<sup>か</sup>題<sup>だい</sup>と<sup>と</sup>か<sup>か</sup>  
ひ<sup>ひ</sup>と<sup>と</sup>つ<sup>つ</sup>ひ<sup>ひ</sup>と<sup>と</sup>つ<sup>つ</sup>か<sup>か</sup>く<sup>く</sup>に<sup>に</sup>ん<sup>ん</sup>と<sup>と</sup>し<sup>し</sup>あ<sup>あ</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>ま<sup>ま</sup>え<sup>え</sup>に<sup>に</sup>ま<sup>ま</sup>と<sup>と</sup>め<sup>め</sup>を<sup>を</sup>一<sup>いち</sup>度<sup>ど</sup>さ<sup>さ</sup>く<sup>く</sup>せ<sup>せい</sup>  
い<sup>い</sup>っ<sup>つ</sup>つ<sup>つ</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す。だ<sup>だ</sup>い<sup>い</sup>たい<sup>たい</sup>年<sup>ねん</sup>が<sup>が</sup>明<sup>あ</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>前<sup>ま</sup>く<sup>く</sup>ら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>ま<sup>ま</sup>と<sup>と</sup>め<sup>め</sup>を<sup>を</sup>一<sup>いち</sup>度<sup>ど</sup>さ<sup>さ</sup>く<sup>く</sup>せ<sup>せい</sup>  
し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>て<sup>て</sup>、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>内<sup>ない</sup>容<sup>りやう</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて<sup>て</sup>ま<sup>ま</sup>た<sup>た</sup>6<sup>ろく</sup>相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ター<sup>ー</sup>で<sup>で</sup>集<sup>あつ</sup>ま<sup>ま</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>、  
必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>れ<sup>れ</sup>ば<sup>ば</sup>修<sup>しゅう</sup>正<sup>せい</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>よ<sup>よ</sup>う<sup>う</sup>な<sup>な</sup>流<sup>なが</sup>れ<sup>れ</sup>に<sup>に</sup>な<sup>な</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>あ</sup>す。

富<sup>とみ</sup>谷<sup>たに</sup> 6<sup>ろく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ター<sup>ー</sup>が<sup>が</sup>集<sup>あつ</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>す</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>、そ<sup>そ</sup>れ<sup>れ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>れ<sup>れ</sup>の<sup>の</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>が<sup>が</sup>ど<sup>ど</sup>う<sup>う</sup>だ<sup>だ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>の<sup>の</sup>か<sup>か</sup>、内<sup>ない</sup>容<sup>りやう</sup>  
が<sup>が</sup>ど<sup>ど</sup>う<sup>う</sup>だ<sup>だ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>の<sup>の</sup>か<sup>か</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>の<sup>の</sup>を<sup>を</sup>、そ<sup>そ</sup>れ<sup>れ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>れ<sup>れ</sup>が<sup>が</sup>共<sup>きやう</sup>有<sup>ゆう</sup>し<sup>し</sup>あ<sup>あ</sup>う<sup>う</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>ろ<sup>ろ</sup>も<sup>も</sup>、6<sup>ろく</sup>  
支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ター<sup>ー</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>す</sup>け<sup>け</sup>ど<sup>ど</sup>、強<sup>つよ</sup>み<sup>み</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>か<sup>か</sup>、そ<sup>そ</sup>れ<sup>れ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>れ<sup>れ</sup>の<sup>の</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せん</sup>ン<sup>た</sup>ター<sup>ー</sup>に<sup>に</sup>カ<sup>か</sup>ラ<sup>ら</sup>  
が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>す</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>、そ<sup>そ</sup>う<sup>う</sup>い<sup>い</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>、特<sup>とく</sup>徴<sup>ちやう</sup>な<sup>な</sup>ん<sup>ん</sup>か<sup>か</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>ろ<sup>ろ</sup>と<sup>と</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>し</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>、  
共<sup>きやう</sup>有<sup>ゆう</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>、そ<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>中<sup>なか</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>「今<sup>ことし</sup>年<sup>ねん</sup>は<sup>は</sup>こ<sup>こ</sup>う<sup>う</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>ろ<sup>ろ</sup>が<sup>が</sup>課<sup>か</sup>題<sup>だい</sup>だ<sup>だ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>ん<sup>ん</sup>だ<sup>だ</sup>ね<sup>ね</sup>」と<sup>と</sup>か<sup>か</sup>、  
そ<sup>そ</sup>う<sup>う</sup>い<sup>い</sup>う<sup>う</sup>風<sup>ふう</sup>に<sup>に</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>く<sup>く</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>、資<sup>し</sup>料<sup>りやう</sup>を<sup>を</sup>出<sup>だ</sup>す<sup>す</sup>の<sup>の</sup>は<sup>は</sup>そ<sup>そ</sup>ん<sup>ん</sup>な<sup>な</sup>に<sup>に</sup>難<sup>むず</sup>か<sup>か</sup>しく<sup>く</sup>は<sup>は</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>ん<sup>ん</sup>で<sup>で</sup>す<sup>す</sup>け



ど、それぞれがやっていることなので。そのへんの内容の検討とか、何回か  
会議を開いて、それぞれ持ち帰って文章化して、そういうことで時間がかか  
って、数か月くらい、出来上がるまでにはかかるかな、と。そういうことで  
すね。

会長 A 委員、いいですかね。

A 委員 今、報告いただいた2名の方は、委員ではないですが、どのような立場で  
ご報告されているのでしょうか。

また、報告の中で、「市役所がどこまで求めるのか」というくだりがあり  
ますが、数字だけで報告をどこまで省略することが制度上可能なのかを  
お聞きしたいと思います。

会長 じゃあまず、こちらの意味についてということでお願いします。

事務局 ご説明させていただきます。どういうメンバーでということですが、協  
議会の委員ではなく、6支援センターの相談員になります。

A 委員 委員ではないのに、なぜ参加されているのでしょうか。

事務局 本市に対して、毎年、委託相談支援センターの事業内容のご報告について  
提出いただいています、この内容を精査するワーキングチームのようなも  
のかなど思っております。全大会の報告についてはそのメンバーの方から  
報告させてもらいたいと申し出を受けています。

会長 わかりましたけど、だったらBさんが発表したらとかいう話になるんで。  
例年その形式でやられているんですかね。

B 委員 そうですね。

会長 なるほど。一番現場の方が報告をするということになっているんですね。  
はい、後半の質問は事務局ですかね、お願いします。

事務局 お答えします。先ほど、B委員のほうから報告がありましたとおり、相談  
支援センターにつきましては、地域生活支援事業におきます相談支援事業の  
委託業務として行っていただいております、委託業務の実績の報告のために必要  
な部分につきましては、省略ができませんので、簡素化できる部分につい  
ては相互に確認しながらということになっていくとは思っております。

かいちょう  
会長

よろしいでしょうか。ほかの方、ご質問・ご意見いかがでしょうか。

しーいん  
C委員

よろしくお願ひします。先ほど報告の中で、いろんな課題が出てきた、だからワーキングチームを作つていきたいというくだりがあつたかと思うんですけど、具体的にどんな課題が出ていたんでしょうか。

よねかわ  
米川

課題につきましては、最後の「相談支援センターの現状と課題」というところに上げさせていただいているのが令和2年度に出てきた課題をまとめたものになります。

その中でも委託の相談支援事業所と特定相談支援事業所との連携といひますか、今までかかわりがあまりなかつたので、相談支援事業所の相談支援専門員さんからは委託の相談支援事業所にはちょっと相談しにくい部分も感じておられる方もいらっしゃるみたいなので、その壁を取り除くためにも今後は委託と指定と関係なく顔の見える関係性を作つていけるように、お互いに情報を共有したりとか、ほかの相談員と一緒に研修するような機会なども作つていければいいなと考えています。

とみたに  
富谷

6支援センターの報告なんですけれども、報告をするために集まっている会にはなりませんので、そのために毎年の現状と課題というのを提出している、と。その中で毎年課題というのは出てくるんだけど、特に言われているのは、現場の人間ですから、課題というのが毎年毎年出てくる中で、もう一歩深めて「どうしたら課題を解決していけるんだろうか」というような思いも出てくるので、それが6支援センターのまとめの際にするのかどうか、そこは私たちが決められるわけではないので、出てきた課題をもう一歩進めて、何か解決に向けて検討していけるようなワーキングチームみたいなものができたらいいのではないかなと、毎年、急に課題がコロコロ変わるものではないので、やっぱり積もり積もっているということもありまして、今回まとめにかかせていただいていたところなんです。

かいちょう  
会長

はい、ありがとうございます。課題だけを話し合っていると暗くなる一方なので、とりあえず一つでもクリアしていくかというところで皆さんの知恵を集められるような、課題をまとめるだけの事務作業に追われるというのはほんまつてんとうのような気がしておりますので、ワーキングなのかどうか、テーマを絞つて具体的に踏み込んで動くというところで皆さんの特性を発揮していただきたいなと思つたりします。課題の扱いが課題だ、というような話でございました。ありがとうございます。説明していただいてよくわかりました。

そうしましたら、案件がまだいくつもありますので先に進めさせていただきます。どうしてもさっきのところに戻って6相談支援センターに聞きたいということがありましたら最後のほうでお聞きしたいとおもいます。

つづきまして案件の3つ目、「部会活動報告」についてお願いします

B委員

では続いて部会報告をさせていただきたいとおもいます。私のほうからは就労支援部会の報告をさせていただきます。資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。令和3年度の報告となりますが、今年度は障害福祉サービス等、コロナ禍の影響というのはかなり大きく出ています。ただまあ、今年度、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。就労継続支援A型事業では「スコア方式」の導入、就労継続支援B型事業では「平均工賃月額による報酬体系」に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系」というのも盛り込まれました。

感染拡大防止を徹底した生産活動とか、利用者支援というところ、それぞれの事業所で行っていただいております。

部会の動きとしては、なかなか対面での部会の開催ができず、実は毎月実施する予定がほぼ半分くらいしか実施できなかったです。そんな中でも民間企業の障害者法定雇用率が2.3%に引き上げられました。きょうも午後からハローワーク枚方のほうで、合同面接会というのも毎年実施されているんですけど、こちらもおかれません。就労支援策がコロナ禍でさまざまな企業支援策が出される中での障害者雇用率引き上げは、障害者の雇用の機会を確保していくことが強く意識されているのかなとおもいます。

具体的に3つの就労支援ワーキングなんですけれども、就労支援事業所が中心の就労支援定着ワーク、こちらのほうでは移行支援事業所の説明会というのを当事者、またご家族・関係者の方向けに2回実施しました。来訪者なんですけれども、例年に比べて非常に少なく、これもコロナの影響かなと思うんですけれども、次年度の開催に向けてはちょっと工夫を検討する必要はあるかなとおもっています。それ以外に特例子会社の見学会というのを実施、ここで障害者多数雇用事業所のとりくみを就労支援にかかわっている方たちに学んでいただきました。

それから工賃向上を目指した共同受注のワーキング、共同販売のワーキング、こちらのほうも障害者優先調達推進法の取り組み、こちら昨年からの取り組みでいただいているんですけれども、官公需の役務の発注、これは確実に増加している状況です。今後はハローワーク、商工会とも連携した民需といわれるところの受注拡大にむけて営業活動に力を入れていく予定です。

それから共同販売に関しては、ここは一番大きな打撃を受けたかなと

思うんですけど、イベントとか販売会は、のきなみ中止です。開催のめどが立たないという状況で、多大な影響を受けております。事業所それぞれの努力は続いているわけですが、枚方市内のB型事業所の月額工賃、これまで少しずつ、ずっと上がってきていたんですが、令和2年度、前年度に比べて千円以上ダウンしてしまったという状況があって、それぞれの事業所が苦労しているところを物語っています。

各ワーキングで研修であったり、視察というのも実施しているんですけども、オンラインの活用が全体的に進んでいる一方、ネット環境の差が大きくて、その影響で参加できる・できないということも聞こえてきています。

厚労省の設置する「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」で、この間福祉新聞にも載っていましたが、福祉・雇用それぞれのサービステイにおけるアセスメント(ニーズ把握、就労能力や適性の評価)の仕組みの構築とか、機能強化していくことが報告されています。今後も就労支援の研修義務みたいなものが図られていくという風にお聞きしているので、そのあたりを含めて来年度以降、部会でも支援者の質の向上であったり、当事者への理解を深めるための研修等の企画もしていこうと思っております。

簡単ですが、就労支援部会の報告を終わります。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。裏のほうはいいのかな。ただ今の説明についてご意見・ご質問がありましたら自由にお願ひします。合同説明会、数がすくなかったということですが、どのくらいすくなかったんですか。

びーいん  
B委員

例年は30名か40名かのところが1桁台に下がってしまったと報告を受けています。2回実施したうちの2回目が特に低かったと聞いているので、会場はハローワークをお借りしていただいたんですけども、エリアで歩いている方自体もすくなかったので、外出自体の自粛もあったのかとおもいます。

かいちょう  
会長

去年の11月2日ですか、緩んでいた時でも・・そうでもないか。1桁ですと帰りづらいし、すごい気まずいですね。そうですか、大変だな。あと下のほうの販売というところで、ネット販売とか、そういうのをやり始めたところもあるんですか。

びーいん  
B委員

もともとやっていたところはそこに注力されているという感じなんですけれども、順調に伸びているようですよ。

かいちょう  
会長

こうちょう  
好調なんですか。

びーいん  
B委員

そうですね、ちょっとずつ戻っているという感じだと思っ  
たんです。やったことがないところはどうしても最初のハードルが  
大きくて、一歩が踏み出しにくいというお話も聞いています。

かいちょう  
会長

他市ですけれども、安価にネットのサイトを作って販路を  
開くための支援を始めているところもあるみたいです。一から  
従業員が作るのもきついかと思うので、そんなのもあつたら  
いいのかなと思ったり。

びーいん  
B委員

いろいろありすぎて、逆にアマゾンみたいなところもあ  
れば、自主製品を販売することに特化したところだったり、  
いろいろな情報があることで逆に迷うということも仰つて  
ました。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。質問・意見はいかがでしょう  
か。では案件、進めさせていただきたいと思っ  
ます。部会報告、二つあります。

でーいん  
D委員

精神障害者地域生活支援部会の報告をさせていただきます。部  
会の活動と同様に、コロナというのが影響して、精神の部会に  
関しては例年報告させてもらっていますが、市内にある3つの  
医療機関に入院されている方の訪問・面接というか、要するに  
部会に關与している枚方市の機関が分担しながら入院中の  
患者さんに訪ねて行って、その方々の生活状況や、地域に出  
たいという意向を聞かせてもらったりという、今病院に入院し  
ている方と地域の支援、何かできることはないかなみたいな、  
まあ一つのきっかけづくりみたいなことが活動の軸になつて  
いたんですね。そういう訪問・面接をめぐって部会で情報交  
換したり、もう10年経ちますので、保護面接の対象になつて  
いる人たちがどんどん蓄積されていって、その方々をどうし  
ていったらいいだろうという検討を部会の中でずっとしてき  
たんですが、この1年、医療機関に部外者が入ってくるという  
こと、だいたいの医療機関がシャットアウトになつたんです  
ね。そういう中でやってきたことが書いてある部分です。

一つは、いろいろ勉強するとか、情報収集するということで、  
枚方では新たに動いています。健康福祉部の総合相談という  
ところのいろんな情報、制度についての説明を聞かせてもら  
ったりしたんですけど、この1年の活動の中で、はくぎぬき  
先生のほうで、「地域の診療所から見た支援、連携について」  
ということで、リモートでやっていただいた。この中で、  
はくぎぬき先生のところは精神科診療所であつて、どうい  
う活動をしているか、医療だけではなくて地域の関係もあ  
りますし、いろいろリモートで情報収集していただい

た介護関係の事業所が診療所とこういうことをやっている、そういうことを感じてくれて、いろいろ情報を返してくれたりしたかなと思っているんですね。

精神の部会のほうが10年の訪問面接を軸にやってきたという動きから、枚方市民であって他市に入院されている医療機関、そこへ少し対象を広げていく必要があるんじゃないかなという方向に、今、方向転換している。今、そのための630調査の結果を収集しながら、大阪府の基盤整備課の方と話を進めていきまして、枚方市民であって、その近辺にある医療機関をチョイスして、来年度に関してはそういった方々へのかかわりをどういう風にしていったらいいなということも含めて動いていこうかなというふうにおもっています。

包括的支援というのを言われていまして、全体としては、病院だけではなくて地域でいろんな機関含めて包括的支援の体制をどう作っていくかというのが1つあるのと、対象者を枚方の医療機関に限定せずに必要な方々に対して動いていける関係を作っていければいいかなと考えているところです。そのために大阪府との接点も障害福祉の皆さんにも協力していただいていたところからです。

かいちょう  
会長

はい、ありがとうございます。資料3を活用しながら説明いただきましたけれども、ご質問・ご意見、いかがでしょうか。  
他市にいらっしゃる方というのは、ざっくりどのくらいいるのか、とか。

でーいーいん  
D 委員

すごいおられます、数は覚えてませんが。他市にいる中で、部会で取り組んで、行けて、かなり関係をもって動ける医療機関を選ばないといかんですし。だからまずは、高槻とかのあたりとこの京阪沿線ぐらいで動いてもらせる可能性があるかな。その窓口になっている関係者、ケースワーカーとか、そのへんが動いてもらえる人かなというようなどころも考えながら、対象のケースを選んでる。それで、OKしてもらえるかどうかは全くわかりません。これからなんですけれども、でもまあ必要かな、と。枚方の中で動いていても、枚方市民の対象がないので、枚方市民の方が周辺におられるのは把握できたので、スルーというわけにはいかないというように感じています。

かいちょう  
会長

何百人という感じですよ、きっとね。はい、ありがとうございます。  
ほかの方、いかがでしょうか。なかなか面会がかなわないというところですけど、兵庫県とかは弁護士会と動き出して、あまりの面会制限は人権侵害じゃないかということで、いくつかの精神科病院をターゲットに動き出したというのがあるんですけど、これでまた感染が広がってくるとなかなかという

ところはあるんですけど、はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ではもう一つの部会の報告をお願いします。資料4です。

E委員

それでは私のほうから地域移行部会の報告をさせていただきます。Eでございます。よろしくお願いいたします。

地域移行部会につきましては、従前、地域生活支援拠点等の検討もしておりますが、今年につきましては幹事会のほうで検討いただいでいて、後程報告があるかと思えます。

今年度の報告につきましては知的障害者福祉ネットワーク、自立支援協議会と連動して動いております事業の今年度の内容について報告させていただきます。

知的障害福祉ネットワークは、市内の社会福祉法人、知的障害関係の法人と関係機関、市役所とか支援学校等で構成されております。令和3年度につきましては、コロナ禍、現場で大変で集まらない状況もございましたが、定例会議を5回、あと生活部会と申しまして、グループホームを運営している社福法人の方集まって検討いただく部会も6回開催する事が出来ました。

具体的には定例会につきましては、研修会を2回、当事者中心で参加する本人部会を1回、あとそれぞれ事業所でご苦労されている方たちの参加型の全体会を1回、コロナをテーマに、本当に今年度大変でございましたので、コロナの現状と課題を共有したり、解決策を考えるような機会を1回テーマを持ちまして、年間を通じて、ここにも書いておりますけど、知的障害のある人の暮らしにおいて、本当にいろいろ大変な状況がございました。そのへんの生の声を職員の方とか、当事者の方から聞いた声をを共有して、「うちの施設ではこういうことをやっている」とかの共有とか、現場で必死でやってらっしゃる、そのへんの課題と対策について協議をすることが中心でした。

その他にも親御さんからの声とかもありましたし、障害の方の権利擁護ということで成年後見センターができましたですとか、そのへんの勉強会とか、そういうところで今後の取り組みについても検討いたしました。

先ほどいいましたグループホームを運営している生活部会のほうで特に出ておりますけど、利用者の高齢化、それに伴う医療的ケアとか、日中支援者の配置をしないといけない状況とか、世話人の不足、世話人自身も一緒に高齢化している、そして新たな方がなかなか見つからない中で、日ごろから大変な状況の中で、さらにコロナで、本当に成り立って行かない様な状況、一旦落ち着いたかなという時もありましたけど、年を超えて、この1月から本当に増えておりますし、どこの現場も大変なところでご苦労、大変な状況であります。

グループホームの状況については何年か前に、「グループホームの現状と課題」ということで自立支援協議会にも提案させて頂いて検討しておりますけど、今後も大変な状況でありますので引き続き、ここにも書いておりますように「グループホーム状況実態調査」ということを、現場から声をあげて、利用者の暮らし、生活の一部ですので、そのへんを職員と連携してしっかり支えていく体制をしっかりと作っていかないといけないということで、現場の声とか状況をしっかりとこれからもあげていきたいということで来年度も事務分担に入れる予定でございます。

今後とも社会福祉法人の知的ネットワークの方と共に、それ以外に民間のグループホームですとか、いろいろな事業所も出来ております。そのへんとの連携も課題となりますけれども、先ほど相談支援センターの話にも出ていましたけど、いろいろ新たな法改正等、いろいろな事業所のかかわりのあるところとかに連携をしていくか、顔の見える環境を作っていくかとか、関係機関とか各種団体と連携をして、さまざまなことを取り組んでいくことが今後の課題と思っております。今年度の報告をさせていただきます。以上です。

かいちょう  
会長

ただいまの報告につきましてご意見・ご質問のある方、お願いします。オンラインで参加の委員の方、如何でしょうか。ではお願いします。

えふいいん  
F委員

よろしいでしょうか。わたし、知的障害福祉ネットワークの方から参加させていただきます。

E委員からもお話があったんですが、知的障害のある方への支援とコロナ禍というところが、かなり現場的にもひっ迫しております、例えばマスク、コロナのワクチンの接種とかも、なかなか障害のある方に伝えても理解が難しいというところがあつたりします。例えば、一つご提案と言うか、この場でかどうか分からないですけれども、ワクチン接種を予約したけれども、当日の、例えば精神の状況で参加できないという方もおられたりしたので、今後、ワクチン接種の機会とかがあるようでしたら、ちょっと重度の知的障害のある方に対してのご配慮というのでも何かご検討いただけたらありがたいなと思います。例えば、ちょっと枠を作ってもらって、柔軟に接種に対応できるような枠を設けてもらえたら嬉しいなと、現場を支援していく中で考えたりしています。よろしく願いいたします。以上です。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。そういう配慮は前は全然なかったという感じ？

えふいいん  
F委員

それなんですけど、枚方市の方からも重度の障害の方に対して別枠で接種



して頂くというご案内は事業所であったので、知的障害のある方、どうしても行動が止まってしまうような方のケースを相談したら、今回はそのような方は対象になっていないというご回答を頂いたんですね。結果、私どもの事業所を利用されている方は接種が受けられなかった、受けたかったけどそういう事情で受けられなかったということもありますので、そういったバックにもご配慮いただいたら有難いかな、そういう意見でございます。

かいちょう  
会長

ちょっと分からないですけど、「今回」と言うのはいつの今回？

えふいん  
F委員

1回目・2回目の接種の予約の「優先枠」というのはご案内頂いていたんですけど、知的障害のある方に関してはこの制度の対象外です、と伺ったんですね。

かいちょう  
会長

ちょっと事務局からお話して頂きます。

じむきょく  
事務局

前回のワクチンの時は基礎疾患のある方の優先枠の中に療育手帳の方も入ってらっしゃったと思います。その時に、申し込まれる方もおられますし、少し時期が遅れたこともありますけど、各事業所さんを通じて、事業所単位でご対応頂けるのであればということで、一つの医療機関さんにご協力いただきまして、そこで接種をした経過がございます。

じーいん  
G委員

接種に関しては漏れているところがあるなど感じていたんですけど、去年、優先接種、知的障害、精神障害の方は対象になっているということと、医療機関、さきほど出ていた療育園で一定障害の方に集団接種してもらうということで、事業所連絡会を通じて広報させてもらったりとか、あと後半、訪問接種もやったんですけど、訪問接種は対象が狭かったので、あまり対応がなかったと聞いているんですけど、そういったご意見を聞いて、3回目とか、これから継続接種も出てくると思うので、こういった支援があれば接種漏れがなくなるのか、そういったこともご意見頂きたいなと思います。

サービスの側には、ガイドヘルパー、生活介助員を含めてすべてのサービスを使っているということでも対応はしてきたつもりなんですけど、伝わっていないなということも感じてはいたので、来年度もそのへんは留意してやっていきたいな、と。それは行政もそうやけど、事業所連絡会とか支援センターからの情報通達とか、いろんな手段を通じてやっていく、そのへんがちょっと情報もれがあったのかなと感じているところはあるので、次回以降そういうところは留意したいなと思います。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。またそろそろ接種の時期になると思いますので、

3かいめ こんなん よい おもいます ほか  
3回目とはいえ、困難がないと良いなと思います。他はいかがでしょうか。

えいちいいん  
H 委員

さいしょ しえんせんたー  
最初の6支援センターについて。  
ころな きもちが ちよっと しんどくなる 時があります。そういう人が他に  
もいてるとおもいます。わたしは仕事の帰りに・・・センターに行っています。気軽  
に話をしたり、悩みとか相談できるセンターとかがもっと増えて欲しいで  
す。遠くから来ている人がいます。もっと増やして欲しい。気軽に来るとこ  
ろを増やして欲しいです。以上です。すいません。

かいちよう  
会長

いえいえ、ちゃんと言っていました。ありがとうございます。気がめいつ  
て、でもお仕事には行って、どこに行ってもみんなマスクだの何だの  
ピリピリしていてストレスがたまって、行く場所がもっと欲しいなと言う話  
ですね。

えいちいいん  
H 委員

はい。

かいちよう  
会長

たぶん だれ きたえられない かもしれなく だれ なに 行って  
多分、誰も答えられないかもしれないけど、誰かに何か言ってもらおうか。  
しえんせんたー あいいいん びーいいん なに 行って  
6支援センターのことなので、I委員、B委員に何か言ってもらおうか。  
おねがい  
お願いします。

あいいいん  
I 委員

そうですね、高齢の方とか、障害の方、コロナの状況でなかなか訪問が  
できなかつたりするので、僕らの課題であったりするので、しっかり電話で  
も相談にのれるような環境を作っていくかといけなかなと思っ  
た次第です。

かいちよう  
会長

すいません、急にふって。すいません。Hさんの声、ちゃんと聴いてて  
くれたみたいですよ。じゃあ、B委員もおねがいします。

びーいいん  
B 委員

しえんせんたー ちいきかつどうしえんせんたー  
6支援センターの地域活動支援センターということで、いつ来ても大丈夫  
ですよ、という形で営業させて頂いているんですけど、どのセンターも  
ころな はやっ かって、みなさん利用している数がちよっと減ってきていますね、  
という話も聞いています。やっぱり密になりたくないなという事も思っ  
てるなあとと思うんですけど、気軽に行ける場所がたくさんあってほしいなとい  
うことと、お店なども消毒や感染防止対策はやってらっしゃると思うん  
ですけど、お店だけじゃなくて皆さんもどういうふうに感染しない様な、どうし  
たら感染を防げるかを一緒に考えていければいいなと思っています。皆さん  
もまた来ていただける日を、ぼくらも心待ちにしています。



やり取りしながら議論を深めたいと思っています。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。Jさんですか、24時間対応が必要だということ  
ご意見ですね。この後に、その事を含めて、どんなふうに全体を作っていく  
かという話をしたいと思います。貴重な意見をありがとうございます。  
そうしましたら、4番の「障害福祉計画の概要」について説明頂いた後に、  
5番の地域生活支援拠点の整備についてということで行きたいと思っています。  
では事務局、お願いします。

じむきょく  
事務局

それでは計画についてご説明させていただきます。  
資料の方ですが、以前ほかの説明会で使用したものを使っていますのでよ  
ろしくお願いします。  
枚方市障害者福祉の概要についてという事ですが、枚方市では「枚方市  
障害者計画」「枚方市障害福祉計画」「枚方市障害児福祉計画」の3つが  
障害者すべてに関わる計画としてございます。本市では、令和3年3月に  
障害者計画第4次、障害福祉計画第6次、障害児計画第2次を策定しまし  
た。  
計画の背景及び趣旨としましては、障害者・児に関わる社会状況の変化  
や制度変更に対応するため、令和3年度までを計画期間としてきた枚方市  
障害者計画第3次の終了年度を1年間短縮して、令和3年度から新たに  
3つの計画を一体的に策定することにより、本市の障害福祉施策の推進を  
目指すものとして策定致したところです。  
次に2ページ。政策の位置づけでございますが、障害者計画は障害者の  
社会参加促進を図るため、障害者基本法に規定する市町村障害者計画とし  
て、改善する本市行政計画との整合性を図りながら、障害者施策に関わる  
現状と課題の分析をふまえ、障害者に関わる様々な施策を総合的かつ  
体系的に示し、施策の展開と充実を図る事を目的として策定しております。  
また、福祉政策の方は、いわゆる障害者総合支援法に基づき、障害児計画は  
児童福祉法に基づいて策定され、3年間を計画期間として、国及び府の基本  
指針等に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供  
体制にかかる事項や、各年度におけるサービスの利用見込みと整備の方向に  
ついて示したものでございます。  
2ページ下段、それぞれの計画策定期間でございます。先ほどご説明させ  
て頂いたように、令和3年度からは3つの計画を一体的に策定できるよう  
時期を合わせております。  
3ページ、基本理念につきましては、支援計画を通し、障害のある人が  
障害のない人と同じように、地域の中で自立して生活できるようにします。  
障害のある人が市民生活、市民社会の一員としてあらゆる社会生活に参加

し、生き生きと活動できるようにします、としております。

下段、障害者計画第4次の施策体系でございます。5つの基本目標を設定いたしました。具体的には、第1節に市民啓発及び地域との交流の推進、第2節に、障害者・児が安心できるまちづくり、第3節、安心して生活できるサービスの確保と提供、第4節、自分らしい生き方を見つける・選ぶ。第5節、身近な相談窓口ときめ細やかな情報提供として、それぞれ基本方向と具体的施策を記載しております。

基本目標は、概ね前計画の目標に準じておりますが、特に就労や社会参加、新しい生活様式の実践を基本方向とする、自分らしい生き方を見つける・選ぶという目標を設けて、新しい生活様式の実践についても取り入れる事に致しました。

5ページ、障害福祉計画第6期及び障害児福祉計画第2期では、国の基本指針や府の基本的な考え方の下、地域における福祉サービスの利用量を見込み、整備の方向を定めております。主な記載事項についてですが、まず障害福祉計画第6期につきましては、1番に施設入所者の地域生活への移行、2つ目は施設入所者の地域移行策、施設入所者の削減、これらにつきましては国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に基づいた設定をしております。

下段、2.精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築となりまして、1から3番までは大阪府から示された数値を目標として設定しております。

6ページ、地域生活支援拠点が有する機能の充実、こちらについては国が示す5つの機能を作っております。本市におきましては、令和5年度末までに整備をする計画を立てております。

下段から7ページにかけて、福祉施設から一般就労に向けての取り組みということで、1番から4番及び6番につきましては府の基本的な考え方に基づき目標を設定しております。

7ページ5番、就労定着支援事業につきましては国の基本方針及び府の基本的な考え方に基づいた設定になっております。

下段、相談支援体制の充実強化としまして、障害者・児のニーズの多様化をふまえ、相談支援体制の充実強化に取り組み、また相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能強化と自立支援協議会の活性化をします、としております。

6としまして、障害福祉サービスの質の向上を図るための財政構築を記しております。

8ページ、障害児福祉計画第2期につきましては、1番目としまして重層的な地域支援体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業および放課後等デイサービス事業の確保、3として、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定を記しております。

9 ページ、障害者福祉計画第6期及び障害児福祉計画第2期のサービス量、サービスの利用見込みとしまして、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児支援サービスにつきましては、それぞれの利用見込みと整備の方向、障害児の子供、子育て支援等の利用につきましても記載しております。

今回の計画策定に当たっては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、移動支援事業や短期入所等、一部のサービスの利用実績が大きく減少したことにより、コロナ禍以前の実績も参考にした見込み量を算出しております。

また、地域移行に必要なグループホームやアンケートでもニーズの高かった短期入所につきましては優先的な整備課題として利用量を見込んでいます。

下段には計画の策定体制と推進体制を記しております。

10 ページから枚方市障害福祉計画第5期、障害児福祉計画第1期の進捗状況について記しております。

11 ページ下段から12 ページ上段にかけては、本市における地域移行についての考え方を記しております。地域移行につきましては、国・地方公共団体が大規模コロナ施策を推進し、障害のある人は地域社会から隔離される状況がありました。その後、世界的なノーマライゼーションの理念の普及に伴い、国・公共団体においても脱施設、地域移行推進への施策転換をしてきたところであります。

12 ページ、障害者基本法において、「すべての障害者は可能な限り、どこで誰と生活するかの選択の機会が確保され、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられない」と規定されており、この考えに基づき地域生活への移行を、施設入所している人、精神科病院に入院している人に対するアプローチ、方法など、継続的な支援を行う必要があります。地域でも親元・家族と離れ自立した生活を望んでいる人への支援の在り方など、更なる工夫に取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、国が示す地域生活支援拠点の整備について、本来障害者福祉計画第5期までの整備を考えておりましたが、全国的に見て整備が進んでいない大きな原因として、厚労省の調査では、専門的人材の養成確保と緊急時の受け入れ対応が課題である、というように分析されています。枚方市における課題としましては、医療的ケアの必要な方や、重度障害の方が利用できるサービスの拡充、相談体制の充実強化、地域生活の場の提供、緊急時の受け入れ体制などが課題であると考えております。

これらの課題解決のため、地域生活支援拠点の整備を含めた障害者政策の推進に努めていくものでございます。以上、計画の概要の説明とさせていただきます。

かいちょう  
会長

はい、ありがとうございます。ざっと説明していただきましたけれども、すでにホームページにも挙がっていると思います、いかがでしょうか、ここを聞きたいということがあれば、大きな話としては次の課題につながって、地域生活支援拠点の整備という話に行くんですけども、今の説明でここを確実に確認したい、というようなことがありましたらお願いしたいと思います。

えーいん  
A 委員

次の地域生活支援拠点の議論にもつながるんでしょうけれども、2点、情報共有させていただきたい。1点は、コロナ禍の中でこういう計画をどう推進していくのかということです。事業所は感染対策をしながらサービスを行うべきということで、国のほうからも通知がありますが、例えば、重度訪問介護や居宅介護、あるいは生活介護の事業所の半分以上が、利用者が濃厚接触者あるいはその疑いでもヘルパー派遣をしないと、利用を断るという話を耳にします。いろんな場、事業所連絡会等でも発言はしていますが、行政、各支援センターの方々にもそういう現状を認識していただきたい。濃厚接触や陽性になったらヘルパー派遣を受けられないのであれば、生活が回らない利用者も当然いるわけで、地域移行や重度の方の地域生活を支えるためにも、啓発等を各機関のほうにお願いしたいと思います。

かいちょう  
会長

今のは事務局からの回答というより情報共有ということですね。ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。どこかで、コロナの状況でとても特殊ないろいろな困りごとが起こっているというのをまとめたりしなくていいのかな、ということも思っております、また違う形でやってきたときに、その時に考えればいいんじゃないかと、ということも最近考えるんです。今がいっぱいいっぱいなので、どこにも余裕はないかもしれないけれど、そういう蓄積があると、例えば、今度ウルトラCで、こういうところから派遣してもらって何とかしのいだとか、それはラッキーだったただけじゃなくて、でもそういう仕組みを作っていけば違うかもとか、そういう知恵をみなさんがお持ちであれば、そんなのをどこまでまとめていくことも必要なんじゃないかなと。そういうのをやるのは自立支援協議会じゃないかな、と私は思ったりしているんですけど、この計画には「自立支援協議会の活性化」ということが書いてあるんですが、じゃあどうするかは誰が考えるんだという話にもなります。座長が余計なことばかり言って申し訳ないんですけど、そういうことも少しやっていければということで提案といたしますか、考えています。

じゃあ最後の案件で少し時間をとって、皆さんとディスカッションしたいなと思いますので、最後の案件に進めさせていただきます。

じーいん  
G 委員

資料6をもってご説明していきたいと思っております。枚方市障害者計画、地域

生活支援拠点事業の整備に関してということで、それからもう1枚カラーの資料をつけているので並べて頂いて見て頂くといいかなと思います。

最後の議題になるんですけれども、一番初めのご挨拶にあったように、自立支援協議会、相談支援事業所を中心とした地域のネットワークで必要な社会資源を考えていこうというのが、協議会の一番の基本趣旨かと思えます。市によっていろんなやり方がある、枚方では既存の関係機関、例えば事業所連絡会、知的障害者福祉ネットワークとか、そういった機関の取り組みを共有しながら、障害者の地域生活で必要なことを考えていこうということで、就労支援、働くということ、それから精神障害の方の地域生活、地域移行をどうするのかとか、そういったことを取り組んできて、今日は報告の場だと思えます。

同時に、社会資源を検討していこうということで、最後に出てくる地域生活支援拠点事業について、これは国が整備をなささいということで障害者計画に載っていて、11ページに資料が載っています。こういった枠組みで地域で整備をなささい、地域ごとに考えなさいということで、今回協議会で。この議論は行政担当、障害福祉担当と協議会の事務局である幹事会で何回かやりとりしてきたものを少しまとめたので、皆様のご意見を伺いながら整備を進めていきたい、ということで簡単にご説明したいと思えます。

時間がおしているの、書いてあることを説明して進めていきたいんですけど、まず、地域生活支援拠点等事業とは何かということ。計画とか制度施策をよく聞かれています方は整備せなあかんねんという理解はあると思うんですけど、一般的に馴染みが深くない整備事業なので少し説明します。

拠点事業とはということで、国が示しているのは、「障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、居住支援のための機能、相談、体験の場、体験の機会や緊急の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくりを地域の実情に合わせた創意工夫により整備し、障害者の生活や地域全体で支えるサービス提供体制を構築」ということで、地域で継続した生活が出来るようないろんな体制を作りなさい、というのが一番大きな枠組みなんです。

整備類型、どういう形でこれを整備するのか、ということで2類型示されています。一つは、拠点整備型ということで、グループホーム等の事業をおこなっている施設等に機能を集約した整備ということ。一つの施設にすべての機能を集約して、その機能を担わせる、これは拠点整備型と呼ばれていますけれども、そういった整備の仕方があるということ。あとは面的整備型、複数の機関が連携して必要な役割を担う整備ということで、・・・を念頭に各自自治体に即した整備を実施する。これは既存の機関、支援センターとかサービス事業所、そういったいろんな機関が連携することで役割を分担して、そういった整備をしようという「面的整備型」と呼ばれています。

整備に関しては国からの財源措置はないということで、特別にこれに予算



が下りるといふ仕組みではありません。各市町村で、枚方市で必要な事業を政策化することが求められています。また、拠点事業整備と関連して、緊急時の事業対応を行えば報酬上の加算等が設定されている。緊急でヘルパーしたとか、緊急でショートスティを受け入れた場合、若干の加算はついていますが、この事業を整備するからといって何らかの予算があるわけではない、ということです。あくまで市町村で創意工夫して何らかの体制を作りなさい、ということが整備に求められています。

枚方市の整備に関してということで、実はコロナの関係で整備期間がどんどん先延ばしになっていて、今の計画でも令和5年度までに、枚方市はこういう拠点事業を整備しましたということをしなさい、と定められています。これは計画にも記されています。整備に関しては、枚方市は面的整備型、施設入所じゃなくて地域の生活を中心にこういうことで施策運営してきたと思うので、そういった地域の連携をもって整備をしようということで、障害者専門部会の中でも少し議論がされていて、そういったことで議論を重ねてきました。

拠点事業に必要な機能ということで、「拠点事業とは」というところに、緊急時の相談支援、体験の機会の場合とか、いくつかくくっているんですけど、国は5つのことを整備しなさいと求めています。その一つ目は、地域生活への移行や親元からの自立にかかわる相談、いわゆる様々な相談支援体制を作りなさいということなんですけど、枚方市も、どこの市町村も相談支援機関というのはたくさんあって、子どもからはじめて貧困とか、ジェンダーの問題等たくさんあるんですけど、障害にかかわる相談に関しては、現在、相談支援機関の役割の明確化ということで、ぼくは「3層」という言葉をよく使っていますけど、3つの体制を組んでいるということです。1つ目は基幹支援センター、書いているように、「地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発」ということで、自立支援協議会の運営等々含めて、枚方市である課題のまとめをしていきなさい、というのが基幹センターの役割じゃないかなということ。2番目に委託相談支援、この1層目と2層目が6支援センターを指すんですけど、一般的な相談支援と整備体制が定められているので、それに応じた整備体制をもって相談をうけるということです。これは基本的に一般相談が含まれるんですけど、ピアカウンセリングの配置、ピアサポーターの配置、それから次に出てくる3層目の指定相談支援、サービス等利用計画を作成する人の評価かというアドバイス、そういったことの役割も1層目と2層目の役割です。3層目は、これは福祉サービスであるんですけど、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所、枚方市には約20か所の指定相談支援事業所があります。こういうふうには、それぞれ役割を分担して必要な相談、例えば一般相談から上がった課題を1層目と2層目が行政等社会資源を検討するとか、役割をちゃんと明確化しなさいということが定められている

ということです。枚方市では委託と基幹、それから指定ということで分かれています、そういったことを明確にしていこうということです。

次が一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び提供の場ということです。親元からの自立や施設や入院からの地域移行をすすめるために自立生活を体験する場や、地域移行を促進する体制整備を行うということで、これは自立する場、体験する場とか、グループホームは体験事業ということで精神がありますけど、そういったことで地域生活をもっと促進していこうという取り組みです。次のページを見ていただくと、「検討すべき課題」ということで具体的な、これは今日意見を伺いたい提案の一つなんですけど、自立体験の場は具体的には、精神の場合、入院している人がグループホームの1室を使って一人暮らしの体験をするという事業があるんですけど、やっぱり知的や身体障害の方が一定の期間一人暮らしを体験して地域移行を図るという事業をするわけなんですけど、具体的な事業にならないと、そういった場は作れないので、一つの提案は委託相談、こういった相談を受けて地域生活をする相談員を配置して、なおかつ自立体験室の事業を併せ持った支援

センターを作るということを提案しています。これは書いていますように、「地域移行を促進する相談員の配置」、一部の市町村では「地域移行推進員」みたいな、いわゆる施設からの地域移行の相談に乗る方というのを設置してやっているとところもあるんですけど、枚方では別に体験室を利用するだけじゃないんですけど、相談に乗るところと具体的に体験する場を運営する支援センターを一つ作ったらどうかということで、バリアフリー対応の自立体験室を設置し、サービス等利用計画を作成の上、自立生活プログラムを取り組み地域移行を促進する。そこで自立体験をして、ヘルパーを使って、そのパッケージをもって一人暮らしに移行する、一つのモデルを作っていくような取り組みをする支援センターを作ったらどうか、ということです。これは精神障害者の地域移行の取り組みとしてグループホームの1室を自立体験室事業としてやっているのを、いわゆる身体版、知的版ということで作ったらどうかという提案です。これが国が定める2つ目の要件なんです。

3番目の要件が、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受け入れ態勢の確保ということで、緊急で何かあったらショートステイを受け入れるとか、そういったことの体制整備をなさいという内容です。ちょっと緊急時というのはどういう場合かというのを定義をせなあかんのかなということで整理してみたんですけど、「日常的に相談やサービス利用に結び付いていない、または結び付きの弱い家族や最低限のサービス利用で、日中しか行っていないとか、障害者の日常生活を支えている家族が病気等で介護ができなくなり、日常生活の維持が困難になった事態」、親が見られなくて困った、そういったことも緊急事態の一つの定義であるということ、「単身生活を送っている障害者が急病等に伴い緊急対応が必要と

なった事態」、一人暮らしの人が急に病気になるって緊急対応してほしいとか、医療だったら医療にいくんですけど、介護的な支援とか、そういったことですね。まだたくさんあると思うんですけど、一応よく出てくる「親亡き後」というのはこういう事態ではないかなという想定です。

緊急事態が把握されるケースということで、障害福祉担当課や支援センターへの直接相談、親御さんから「ちょっと自分がしんどいから預かってくれるところはないかな」といったことがあがってくるとか、包括支援センターから、いわゆる「8050」といった課題が上がってくる、最近、こういうケースは増えてきています。あと障害福祉サービス事業所から「ちょっとこのままでは生活の維持は難しいんじゃないか」という相談があがってくる。それから障害当事者または家族や支援者から「一人暮らししたい」「生活を変えたい」という相談が上がってくる。関連部署ということで、最近では総合相談窓口とか生活福祉、包括ですよ、保健所、医療機関といろんなところから相談が寄せられるんじゃないか。

想定される対応策ということで、支給決定、緊急時に対応した際の支給決定、ヘルパーさんをたくさん緊急に使った後、それをちゃんと支給決定としてフォローしますよ、という仕組みですよ。あと障害支援区分も何も受けてない人にどう対応するか、ということ。それから短期入所の活用ということで、拠点整備事業の関係で、いくつかの近隣の市を視察に行ったんですけど、どこもショートステイをどう活用するのかということに力をいれていて、緊急時にショート利用できる施設の把握、登録ということで、普段使っていないけど、緊急時受け入れますよという事業所をちゃんと登録したり、その事業所に「こういった取り組みに登録しませんか」という促しをする。そういった取り組みが必要じゃないか。

あとシェルターの整備ということで、親御さんがしんどくなると、その家にヘルパーが入っているという方もあるけど、その人が一時的に避難する場所、「シェルター」という言葉をよく使いますが、自立体験室を整備することによって、そこに一時的に避難して、ヘルパーを配置したりして、その緊急時をしのぐということ。そういった場所も要るんじゃないか、と。

あと、移送時や避難時の介護費用ということで、急にショートステイに一緒に行かなあかんとか、急にヘルパーを付けたという場合に、もし今のヘルパー制度で対応できない場合は、何らかの公的な費用支給の仕組みが要るんじゃないかということです。

あと取り組むべき課題ということで、対応すべき課題はたくさんあるんですけど、それ以前に積極的なサービス利用、親亡き後の課題に対する啓発ということで、家族で抱え込まないでいろんなサービスを使うことでつながって行って、そういった事態に備えようという啓発はしっかりしていかなあかんのと違うか、と。これまで事業所連絡会、自立支援協議会でいろんな

イベントをして、自立の体験談であるとか、映画上映とかやってきたんですけど、そういったことが市をあげて必要なんじゃないか、と。

身近な相談支援機関の整備ということで、指定相談支援の活用、包括や療護との連携ということで、関係機関に向けて障害福祉サービスの説明・理解ということで、障害福祉サービスでこういうサービスがありますよ、ということをいろんな機関にちゃんと周知ができるか、ということ。先ほど言ったみたいに、いろんな相談支援機関をしっかりと底上げしながら啓発をしていこうということです。

検討課題というのは、新しい事業を考えてくださいという提案なんですけど、グループホームのことに 대해서는検討課題としては「グループホーム体験事業」みたいなものを作ったらどうか、と。指定を受けているグループホームの空き室を活用してグループホームの体験利用を行うということで、例えば施設に入所しているとか、精神科病院に入院している人が、グループホームを使ってみたいという人に対して体験することを提供する事業です。空いている部屋を活用した場合には1泊ながしの費用を措置するという事業です。検討課題というのは、やってほしい事業の提案ですね。

次のページ、これはグループホームに入りたい、利用したいという人、地域で生活したいという人のサービス利用量が見込まれ、計画相談等々でしっかり計画されているかということと、場合によってはそのまま入居されることもありうるという設定です。

地域生活支援事業拠点協力事業の検討ということで、こういう緊急時に対応できますよとか、そういったことの説明会等をして、そういった事業所の登録のような仕組みを作ったらどうか、と。ショートは受け入れることは可能ですとか、ヘルパーを緊急で出しますよとか、そういったことで。一応、先ほど言った緊急時加算、ホームヘルパーとかショートステイとか、こういう協力事業所であるということを地域が認定していることが必要だとなっているので、協議会もしくは事業所連絡会等で協力して、そういった協力事業所を確保していく。急に何かあったら対応できるような体制を作ってもら、ということ。それに対する費用措置の課題はあるんですけど、これはソフトの問題に取り組んだらどうかということです。

4番目の要件ということで、人材の確保・養成、連携による専門性への確保ということで、障害者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能ということ、これはたぶんソフト的な取り組みなので、今取り組んでいるのはガイドヘルパーの養成研修とか、グループホームの世話人養成研修、あと事業所連絡会の全体研修とか、今後取り組もうと思っているのは、相談支援専門員、指定相談事業所の現任研修とか事例検討会を自立支援協議会で積極的に、来年度以降取り組んでいきたいと思っております。

今後の課題ということで、医療的ケアに対応できる人材育成等々も、今地域で問われているんじゃないかと思うので、こういったことも取り組んでいきたいな、と。これは医療的ケア児の関係機関のネットワーク会議もあるので、そこでの議論も踏まえて地域でできることを検討していきたいと思っております。

あと、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置による地域の体制づくりということで、これは読んでも非常に抽象的な内容が多いんですけど、先ほどの相談支援と自立体験事業の制度化とか、いわゆる相談支援体制をもう少ししっかり構築していこうということになると思うので、今の相談の3そう構造もしくは、そういった地域連携をどう図るかということをしつかり取り組んでいこうということが、この欄の内容となっています。ソフト的なことなので、今日はたぶん、ハード的なところで緊急時とか自立体験をどうするかというのは今後非常に大きな課題になるんじゃないか、ということで事業概要と検討してきたことと、少し具体的な施策として考えていかなあかんことをまとめてみたので、見た上でご意見があればお伺いして、令和5年度整備なので、来年度の中くらいには内容を確定していかないとあかんで、一応、財源措置も含めて意見を聞いてまとめていきたいなと思っております。ざっとですけど以上です。

かいちょう  
会長

ありがとうございました。資料6と、さっきいただいたパートの資料が手元にあるかと思いますが、両方ご覧いただきながらお聞きいただいたと思います。質問・意見がありましたらお願いします。一つ、私からですけど、グループホームに空きって、そんなにあるものなんですか。そもそもいろんなタイプのホームをもっと増やさなければいけないような気もするんですけど。

じーいん  
G委員

提案しながら、おっしゃる通りです。どれくらい空きがあるかということも調査しなあかんし、たぶん、知的障害者とか精神の方をやっているところ以外で、最近、地域で非常にグループホームが増えてきていて、実はそれぞれのグループホームの特徴ってよく把握できていないところがあって、もし、こういった事業をやっていくとしたら、こういったグループホームがどういう特徴を持っているのか、例えば、晩御飯はどうやって提供しているのかとか、バリアフリーに対応できますかとか、そういったことを含めて調査・把握はせなあかんなど思っていて、そのことも含めて体験事業、双方向で取り組みましようということで受け入れ、もしくはこちらも紹介するということを含めて取り組みせなあかんのかな、と。返答的にはよく把握できていませんということと、それに向けてこういうことをしたいという回答です。

かいちょう 会長 ありがとうございます。たぶんそうだろうなと思っおもって聞いてきいているんですけど、何かなにを作つくってていくときには既存きそんのものを、ちゃんとネットワークとして機能きのうするという機会きかいにもなるのかなと思っおもってています。ほかにいかがでしょうか。

びーいん B委員 今いまのG委員じーいんの話はなしも含ふくめてめて、先ほど就労支援部会さきほどしゅうろうぶかいについて話はなしたんですけど、就労移行しゅうろういこうに関しては合同説明会ごうどうせつめいかいというのをやっやったんですけど、グループホームの方ぐるーぷほーむの方かた、皆さん来みなさんきてていただいて、ちょっとどんなグループホームがあるのかというのを、合同説明会的なものを考かんがえていってもいいんじゃないかなと思っおもってていたんです。そういうことをすすめていくのと、もう一つはショートステイが実際じっさいにどのくらい活用かつようできているのかというのも、この自立支援協議会じりつしえんきょうぎかいとして把握はあくしていく必要があるのかな、と。どういった方が実際じっさいに利用りようしているのか、というのも行政ぎょうせいの方かたとも一緒いっしょに考かんがえていけたらなと思おもいます。

もう一つは、相談支援そうだんしえんの事業所じぎょうしょというのはまだまだ整備せいびが足りていないというところもあるんです。3月3がつにも研修会けんしゅうかいで実施じっしする予定よていにはなっているんですけど、そこプラス、いろいろ顔かおの見える関係かんけいと、どういうふうせいびに整備せいびしていけばいいのかということに関しては引き続きひきつづき検討けんとうしていかないとはいかなと思っおもってています。

かいちょう 会長 意見いけんと言うこというでよろしいですか。

びーいん B委員 はい、

かいちょう 会長 はい、ありがとうございます。他ほかにもどうぞごじゆう自由じゆうに。まずC委員しーいんからいきませぬ、

しーいん C委員 ショートステイのことなんですけれども、枚方ひらかたでショートステイしゅーとすていの給付きゅうふの件数けんすうと、実際じっさいにショートステイしゅーとすていのキャパきゃぱといいますか、そのへんかんけいせいの関係性かんけいせいというのは、枚方市ひらかたしのほうでは把握はあくされているんでしょうか。

かいちょう 会長 されているはずじむきよくです。事務局じむきよく、いかがでしょうか。

じむきよく 事務局 ショートステイしゅーとすていの実績じっせきについて、「待ちまち」という形かたちについては？

かいちょう 会長 受け入れ可能うけいれかのうなのかとか、どんなところがやっているのか。

しーいん C委員 ひらかたしひらかたしの市民しみんの方かたの受給者証じゅきゆうしやしょうにショートステイしゅーとすていっていうの打うってますますよね。

例えば、5日と言ったら実質2泊3日ですよね。そういう全体の人数かける給付日数、それから実際のショートステイの利用できる空室といいますか、そのへんの関係というのは把握されているんでしょうか。そういう意味で聞いたんですけど。

事務局 今おっしゃったような詳細なところまでの数の把握というのはできていないと思います。実績は確認はしておりますけれども。

会長 実績は、なんでしたか、計画ではどこかにありますよね。

事務局 令和2年度までの実績でございますけれども、支給決定数が947、利用日数が8932という把握はできております。

会長 今のでいいですか。そりや待ちますよね、少ないですよ。緊急に対応できているかというのがね。はい、ありがとうございます。J委員、お待たせしました。どうぞ。

J委員 グループホームの件なんですけど、精神でもグループホームは増やすことを、赤字で増やしていると聞いたことがあるんですけど、増やす際の助成金とか十分なのかどうかというのを聞きたいんですけど。

会長 増やしては欲しいんですかね、J委員。ただ、増やせば増やすほど赤字だと聞いている、と。事務局に聞いてみまじょうか。増えていっていいものなのか、何か今後の見通しがどうなのか、とか。

事務局 枚方市独自のグループホームは支援策については新規開設に係るものとして運営支援補助金の実施をしております。

D委員 精神障害者のグループホームはいつも赤字だ、ということも限らないんじゃないでしょうか、一つは給付金の仕組みが支援区分認定の程度に応じて決まっているので、精神の方は区分が低いところにも入っています。だから入ってくる元の収入の単価が違うということと、精神の方は入院が多いです。入院する度に一定の期間を過ぎると、出てくる収入というのは違ってくる。諸々あって、支援区分の制度が違うというのは大きな要因になっているのかなと思うんです。知的の方や重度障害の方に比べると、固定でグループホームの住人であると言えば流動的という、そのへんはあるかなと思います。だから、そういう意味では、今回、グループホームの体験みたいな案も出ていますけど、ああいうものに影響を受けていくのだろうなと思いますね。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。そういう風な方たちからご心配いただいているという状況の中で地域生活支援拠点という話なんですけど、もしそういうことがあるんだったら生活拠点の前にショートステイやグループホームのあり方を考えないといけないということもあるのかなと思っています。

ちょっと時間が来ているんですけど、ほかの方、ご質問・ご意見、手短に。

えーいん  
A委員

2点提案させていただきます。1点目は地域移行を積極的に進めていくための提案です。施設に入所している方は、枚方市が受給者証を定期的に発行していると思いますが、先ほどの地域生活拠点事業での協力事業所という提案がありました。その協力事業所が、例えば、「重度訪問介護などのホームヘルプやガイドヘルプを利用して自立生活をしてみませんか」とか、「こういうグループホーム生活しませんか」という案内、「地域移行できますよ」という案内を、受給者証交付時に同封して啓発をしていただけないかという提案です。入所している方には地域で生活できるという情報自体が入りにくく、イメージも難しいですが、個別に事業所が案内することが難しいので、行政や自立支援協議会を通して案内していただけないか。

2点目は意見を含みますが、人材育成とかヒューマンパワーの課題がありますが、当事者や家族を通じた人材育成ということで、例えば、支援センターから「こういうケース依頼があり、サービスに入れませんか」という相談がありますが、事業所からの依頼よりも利用者本人あるいは家族からの依頼の方が断りにくいという感覚があります。支援というのは当事者と支援者の関係なので、その時に受けるのは無理でも、関係をつくるために、直接、当事者や家族から事業所に相談するようアドバイスを行う。訪問に限らず生活介護やグループホームも含めて、そういうアドバイスを支援センターに行っていただきたい。

かいちょう  
会長

はい、ありがとうございます。Fさんかな、手短にお願いします。

えふいん  
F委員

意見だけです。これからショートステイやグループホームの実態調査って進んでいくと思うんですけど、同時進行としてマンパワーがどれだけ充足されているかというのを合わせて是非調べていただきたい。例えば、空きがあったとしても、人がいないから空いているという実態もあるかもしれませんので、同時に把握していく中で変えていく問題として捉えていただけたらいいかなと思います。

かいちょう  
会長

はい、ありがとうございます。初めに、Gさんが説明していただいた機能拠点整備型と面的整備型ということで、面的整備型ということに異論はなか



ったのかなと思います。私も賛成かなと思っております。  
今いくつか意見が出たことに対して、G委員、最後に一言。

じーいん  
G委員

この協議会ははじめ、今までやった取り組みって、おそらく枚方で積み上げてきたものでやってきたんだろうな、と感じています。今後、いろんな社会資源が増えていく中で、それをどう把握するか、それをどう周知していく、もしくは底上げをどうするかということに少しシフトしていかなあかん。相談支援もおそらく計画作る、あるいは相談に乗るところから仕組みを提案する、考える、実態を把握するという役割を担うところと、しっかりと区分していかなあかんのだろうなと強く感じています。で、こういった議論って、ここ5、6年ですごく進んでいるみたいですけど、いくつかの市町村を見ていて、形だけやればというところもあれば、ああしっかり取り組んでいるな、この事業はちゃんとやってはるな、というのもたくさんあって、いいところを取り込みながら、今の枚方のネットワークでできることをしっかり提案して、こういった意見を聞ける機会というのを活用しながらしていきたいなと思っています。今日は、この1年間で話してきた内容の報告ですので、来年度に向けて、そういった議論を積み重ねていきたいなと思っています。

かいちょう  
会長

この部分をもっとしっかりとディスカッションしたかったんですけど、時間配分もあれですので、もう終わりにしないといけません。発言された方も、されなかった方も是非、今日これが言いたかったということがあったらメールか何かで事務局に送っていただければと思います。突っ込みどころ満載で、こんなことをというアイデアがみなさんあると思うので、ぜひ是非おねがいしたいと思います。

もう一つ案件がありまして、その他ということで事務局から何かありましたらお願いします。

じむきょく  
事務局

ほんじつ そのた かんしてあんけん  
本日、その他に関して案件はございません。

かいちょう  
会長

ありがとうございます。駆け足で大変申し訳ありませんでしたが、これで今日の案件は終わりということにしたいと思います。オンラインの方も

かいちょう  
会長

ご協力ありがとうございます。では事務局にお返しします。

じむきょく  
事務局

ほんじつ おいそがしいなかおあつまり うえぶ ごさんか ごきょうりょく  
本日はお忙しい中お集まりいただきまして、またWebのご参加、ご協力いただきましてありがとうございます。会長の言葉にもありました通り、今日時間がなくてご発言できなかったこととか、ご意見等ありましたら、またこちらのほうまでお伝えいただきまして、今後の課題として協議していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。どうも今日はありがとうございます

ございました。